

## 基礎自治体への権限移譲(厚生労働省関係)に係る検討結果について

内閣府  
厚生労働省

- ・ 地域主権戦略大綱では、第1次勧告に掲げた事務のうち、項目ベースで7割を超える移譲を決定。
- ・ このほか、厚生労働省関係項目については、「基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの」と整理。
- ・ これらの項目についての検討結果は、次のとおり。

### 大綱に従い移譲するもの

項 目 (移譲先:すべての市)	具 体 的 措 置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二種社会福祉事業の届出受理等 (隣保事業)</li> <li>・ 専用水道の給水開始の届出受理等</li> </ul>	すべての市まで移譲

なお、下記の項目については、引き続き検討することとする。

項 目 (移譲先:すべての市)	具 体 的 措 置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所、児童館、認可外保育施設の設置認可等</li> <li>・ 母子生活支援施設・助産施設の設置認可等 (※)</li> <li>・ 第一種社会福祉事業の許可等(放課後児童健全育成事業)</li> </ul> <p>(※ 移譲先: 特例市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域主権改革の推進の観点から、幼保一体化を含む子ども・子育て新システム全体について検討する中で、移譲について、その実現に向け、引き続き検討し、平成23年通常国会で行う新システムの構築に係る法改正までに、子ども・子育て新システム検討会議において「基礎自治体(市町村)の重視」の方向が示されたこと及び第1次勧告を踏まえつつ、結論を得る。</li> <li>・ 助産施設については、上記に合わせ、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者制度改革推進会議等における障害者福祉制度の見直しの検討を踏まえつつ、平成23年度中を目途に、平成24年通常国会に提出を目指す障害者総合福祉法(仮称)の検討と併せて、地域主権改革の推進の観点から、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種社会福祉事業の許可等(軽費老人ホーム、老人福祉センター)</li> <li>・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等</li> <li>・ 有料老人ホーム設置の届出受理等</li> <li>・ 指定居宅サービス事業者等の指定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障審議会介護保険部会における介護保険制度の議論を受け、介護保険法及び老人福祉法改正までに地域主権改革の推進の観点から、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子・寡婦福祉資金の貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権譲渡・管理の具体的方法等の自治体から示された懸念について整理した上で、地域主権改革の推進の観点から、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。</li> </ul>

(参考) 実態把握調査の概要 (全都道府県及び全市(但し指定都市及び中核市を除く)を対象)

- ・ 各項目について、全市のうち、約7～8割超の市が対応策(支援等)を講じることを前提として移譲可能と回答。
- ・ 一方、項目にもよるが、3割程度の市が「対応策を講じたとしても事務処理は困難」と回答。
- ・ 多くの都道府県が、権限の移譲及び市への支援に積極的な姿勢を示した。